

計画の基本的考え方

1 改訂計画の趣旨、目的

本市においては、平成15年に策定した「宇都宮市環境基本計画」に基づき、環境行政を総合的・計画的に推進し、一定の成果を上げてきたが、アスベスト対策などの新たな課題への対応や所期の目標を達成した施策等の見直し、旧2町との市町合併などへの対応が必要となったことから、環境施策の取組をより一層効果的に推進していくため、現計画の改訂を行うものである。

2 計画の役割

- 環境基本条例に盛り込まれた基本理念等の実現
○市、事業者、市民の共通目標としての性格
○総合的・計画的な推進による環境都市の実現

3 位置づけ

- 第5次宇都宮市総合計画の分野別計画に掲げる基本施策である「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための基本計画
○宇都宮市環境基本条例第11条に規定する計画

4 市、事業者、市民の基本的役割

- 市：総合的かつ計画的な施策の策定・実施、国、県等との協力・連携
○事業者：環境保全行動の実施・地域への参加、市の施策への協力
○市民：環境保全行動の実施・地域への参加、市の施策への協力

計画のめざすもの

1 望ましい環境像

みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや

2 基本目標

- 1 良好で安全な環境が確保され、快適で健やかに暮らせるまち
2 資源やエネルギーを大切に、地球にやさしい循環型社会を実現するまち
3 多様で豊かな自然の恵みを感じ、水と緑と人が共生する魅力あるまち
4 市民みんなの協働でつくる、人と環境にやさしいまち

計画の対象

1 対象地域

宇都宮市全域（環境問題の広域的な影響を鑑み、周辺地域の環境や地球環境も考慮）

2 対象とする環境の範囲（環境項目）

- ① 大気環境 ② 水・土壌環境 ③ その他生活環境
④ 廃棄物 ⑤ 資源・エネルギー ⑥ 水資源
⑦ 地球環境問題 ⑧ 自然環境 ⑨ 身近な自然
⑩ 自然の公益的機能 ⑪ 歴史的・文化的環境 ⑫ 環境配慮対策
⑬ 環境教育・環境学習 ⑭ 環境保全活動

計画の期間

平成15年度（2003年）から平成22年度（2010年）を目標年次とする8カ年の計画。
※今後の環境問題や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。（平成20年4月改訂）

計画の構成

1 計画・施策編

- 本計画がめざす本市の環境の将来像を「望ましい環境像」として示すとともに、望ましい環境像を具体化していくため、環境面におけるまちづくりの目標を「基本目標」として示し、望ましい環境像や基本目標の実現に向けた施策の大綱を示す。
○施策の大綱の提示にあたっては、大気環境や水環境等の環境項目ごとに現状と課題を踏まえ、環境目標や数値目標、施策の方向、市民、事業者に望まれる取組を示す。
○他の施策を牽引し、計画全体を先導していくような取組をリーディングプロジェクトとして示す。

基本目標1 良好で安全な環境が確保され、快適で健やかに暮らせるまち（環境項目：大気環境、水・土壌環境、その他生活環境）

【環境施策】（新規：8、継続：21、見直し：6）

※主なもの

- アスベスト監視【新規】
○揮発性有機化合物（VOC）対策【新規】
○エコドライブの普及啓発【新規】 等

【目標値】（新規：2、継続：16、見直し：1）

※主なもの

- 大気1リットル中にアスベスト10本以下であることを目指します。【新規】
基準（平成18年度） 目標（平成22年度）
大気1リットル中に10本以下 → 大気1リットル中に10本以下
○工場・事業場における大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）排出ガス基準の遵守を目指します。【新規】
基準（平成18年度） 100% → 目標（平成22年度） 100% 等

基本目標2 資源やエネルギーを大切に、地球にやさしい循環型社会を実現するまち（環境項目：廃棄物、資源・エネルギー、水資源、地球環境問題）

【環境施策】（新規：11、継続：17、見直し：10）

※主なもの

- もったいない運動の推進【新規】
○その他プラスチック製容器包装の資源化【新規】
○省エネルギー機器等の導入推進【新規】 等

【目標値】（新規：2、継続：1、見直し：7）

※主なもの

- 最終処分量の低減を目指します。（最終処分率）【新規】
・基準：（12年度）11.7% → 目標：（平成22年度）8.2%
○1人1日あたり資源物以外のごみ排出量を削減します。【見直し】
・基準：（12年度）1,016g → 目標：（平成22年度）783g 等
【一日一人あたりのごみ処理量の削減を目指します。（11年度）1,186g → （平成22年度）1,020g】

基本目標3 多様で豊かな自然の恵みを感じ、水と緑と人が共生する魅力あるまち（環境項目：自然環境、身近な自然、自然の公益的機能、歴史的・文化的環境）

【環境施策】（新規：6、継続：24、見直し：10）

※主なもの

- 外来種対策の推進【新規】
○バイオマスタウンの構築の検討【新規】
○大谷の名勝・文化的景観保存整備事業【新規】 等

【目標値】（新規：5、継続：2、見直し：7）

※主なもの

- エコファーマーの認定者数を増やします。【新規】
・基準：（18年度）505人 → 目標：（24年度）760人 等

基本目標4 市民みんなの協働でつくる、人と環境にやさしいまち（環境項目：環境配慮対策、環境教育・環境学習、環境保全活動）

【環境施策】（新規：2、継続：29、見直し：4）

※主なもの

- もったいない宣言の推進【新規】
○景観計画の活用【新規】 等

【目標値】（新規：1、継続：1、見直し：2）

※主なもの

- もったいない宣言の宣言家庭数を増やします。【新規】
・目標：（24年度）15,000世帯
○家庭版環境ISOの取組家庭を増やします。【見直し】
・基準：（15年度）201家庭 → 目標：（24年度）2,000家庭の増加 等
【（18年度）500家庭の認定】

2 配慮指針編

【第1章 主体別環境配慮指針】

日常生活やオフィス事務などにおける環境配慮指針と具体的な行動例

【第2章 事業別環境配慮指針】

特に環境への影響が大きい事業（業種）ごとの環境配慮指針と具体的な行動例

【第3章 地域別環境配慮指針】

本市を6地域（北西部、中央、東部、南部、上河内、河内地域）に区分した地域の環境特性に応じた環境配慮指針

3 推進編

